

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和2年度事業実施目標	令和2年度当初予算額(千円)	令和2年度決算額(千円)	令和2年度取組実績内容	令和2年度取組実績数値	評価	評価理由	令和3年度事業実施計画	令和3年度当初予算額(千円)	所管課	分類
3	【意識づくり】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1 男女共同参画推進に向けた広報・啓発の充実	3 広報紙・ホームページ等多様な媒体を通じた広報・啓発の推進	3 広報あしややホームページ等多様な媒体を利用した男女共同参画に関する情報提供や啓発	啓発記事や講座・事業情報等を、様々な媒体で随時掲載する。	-	-	(1) 啓発記事の掲載 (2) 講座・事業情報の掲載 (3) 相談事業の案内	(1) 講座・事業情報掲載時に啓発記事を随時掲載 (2), (3) 広報あしや及びホームページにて毎月掲載	B	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動、各種講座・イベント等を広報あしややホームページに掲載した。またホームページ内に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の新規ページを作成し、公開・随時更新を行った。	啓発記事や講座・事業情報等を、様々な媒体で随時掲載する。また6月の男女共同参画週間に合わせて広報紙に特集記事を掲載する。	-	人権・男女共生課 (男女共生係)	1：発展・充実
32	【環境整備】 ひとりひとりが尊重される環境の整備	1 それぞれのライフステージに合った健康づくり	1 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する啓発	32 健康講座において性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する啓発を実施	リプロダクティブヘルス/ライツ啓発のための講座実施や広報媒体での周知を行う。	-	14	健康課と共催で健康講座「女性の健康セミナー」を実施し、女性が自身の体の仕組みについて正しい知識を得るとともに、女性ホルモンの変化等による体調や精神の不調の解消することを目的とした講座を実施した。またセンター通信「ウィザス」102号で日本の性教育の現状や課題、必要性について取り上げ、啓発を行った。	令和2年11月19日開催 28人参加	A	講座実施により、参加者の女性がライフステージに応じた自身の身体の変化や健康管理を見直すきっかけづくりができた。また性教育の必要性等について取り上げたセンター通信を市内全高校3年生（約1200人）に配布することで直接的な啓発を行うことができた。	リプロダクティブヘルス/ライツ啓発のための講座実施や広報媒体での周知を行う。また「生理の貧困」に関わる事業として、生理用品を市内公共施設において配布するとともに、広報紙やSNS等で周知を行う。	-	人権・男女共生課 (男女共生係)	1：発展・充実
38	【環境整備】 ひとりひとりが尊重される環境の整備	2 暴力やハラスメントを防ぎ、個人の尊厳を守る環境整備	1 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	38 「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンを実施	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、高校生へチラシを配布し、出張授業を行う等効果的な啓発方法の実施を検討する。	64	22	市内全高校3年生にAV出演強要・JKビジネス等防止の啓発チラシ及びデートDV等を特集テーマとしたセンター通信「ウィザス」を配布した。またホームページ上に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の新規ページを作成し、デートDVや若年層の性暴力被害などに関する啓発を行った。高校での出張授業の実施を企画していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施見送りとなってしまった。	市内全高校の3年生（約1200人）に学校を通じて厚生労働省作成の啓発チラシ等を配布	B	女性に対する暴力について、高校生へのチラシ等配布により若年層への直接的な啓発を行うことができた。またホームページ上に新規ページを立ち上げることにより、相談先などを分かりやすく周知することができた。今後もより直接的かつ効果的な啓発方法の検討の必要がある。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、高校生へチラシを配布し、ホームページにおける周知・啓発等効果的な啓発方法の実施を検討する。	78	人権・男女共生課 (男女共生係)	1：発展・充実
39	【環境整備】 ひとりひとりが尊重される環境の整備	2 暴力やハラスメントを防ぎ、個人の尊厳を守る環境整備	2 女性相談の実施	39 心の悩み相談、家事調停相談、法律相談	女性のエンパワメントを支援するための女性相談の実施する。	1,456	1,407	女性相談（予約制・面接相談）を実施した。 ・心の悩み相談 毎週金曜日(第3金曜日を除く) ・家事相談 第1火曜日、第3金曜日 ・法律相談 偶数月第1水曜日、奇数月第2土曜日	・心の悩み相談 104件（前年度115件） ・家事相談 22件（前年度32件） ・法律相談 42件（前年度32件）	B	女性の悩みや法律相談を、各々女性のフェミニストカウンセラー、元家庭裁判所調停委員、弁護士が行うことで、相談者の支援につながった。新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により、相談者の同意を得て相談日の延期を行った期間もあったため、前年度より相談件数は減ったが、電話相談や感染症対策を講じながら継続して相談事業を実施できた。	女性のエンパワメントを支援するための女性相談を継続的に実施する。また「生理の貧困」に関わる事業として、市内公共施設において生理用品配布を行う際、相談窓口の案内を同封することで、困難を抱える相談者に向けて女性相談の周知を図る。	1,286	人権・男女共生課 (男女共生係)	1：発展・充実
45	【環境整備】 ひとりひとりが尊重される環境の整備	2 暴力やハラスメントを防ぎ、個人の尊厳を守る環境整備	7 職員に対するハラスメント防止の啓発	45 リーフレットの配布や研修の実施による、あらゆるハラスメント防止の啓発、及び相談体制の整備	ハラスメント相談についての知識、スキルを向上のため、引き続き、研修や事例検討を行う。	6,600	7,051	①「ストップ ザ ハラスメント」のリーフレットを作成し、職員に配布し、周知 ②ハラスメント防止研修を対象者ごと（部長級以上、管理監督職、課員、新任職員）に実施 ③集合研修「ハラスメント防止研修」を受講できなかった職員を対象に厚生労働省のハラスメント防止啓発動画を視聴実施 ④ハラスメント相談員を対象とした「ハラスメント相談員研修」を実施	①ハラスメント対策研修（部長級以上）19人 ②ハラスメント対策研修（管理・監督職）160人 ③ハラスメント対策研修（管理・監督職を除く職員）420人 ④ハラスメント対策研修（新任職員）25人 ⑤厚生労働省ハラスメント防止啓発動画視聴人数639人 ⑥ハラスメント相談員研修 12人	A	全ての職員を対象にハラスメント防止の啓発ができた。	職員への改訂版リーフレットの配布や役割に応じた研修の実施等により、ハラスメントに関する知識の向上を図るとともに、相談体制の確立を目指す。	3,200	人事課(R2取組実績) コンプライアンス推進室 (R3実施計画)	1：発展・充実
52	【体制と拠点の充実】 市民や男女共同参画を推進する団体との協働と支援	1 推進体制の強化	3 男女共同参画に関する調査・研究	52 男女共同参画に関する市民意識調査や、職員意識調査を定期的に行い、調査結果を、国や兵庫県と比較して研究	市民・職員意識調査等の調査結果を国等と比較研究し、啓発に活用するとともに、令和3年度実施の市民及び職員意識調査の参考とする。	-	-	令和3年度実施の市民及び職員意識調査の実施に向け、前回調査、国や県の調査との比較を行い、調査項目検討の参考とした。	-	B	国や県の調査項目や調査結果を参考に、次年度実施の市民及び職員意識調査項目を検討した。	男女共同参画に関する市民及び職員意識調査を実施する。	-	人権・男女共生課 (男女共生係)	1：発展・充実
73	【女性活躍推進計画】 全ての女性の活躍を推進	1 女性が望む活躍のための支援	1 女性の活躍推進に向けた広報・啓発	73 女性活躍推進法、育児休業・介護休業制度等の関係する法律や制度をわかりやすく説明、情報提供	女性活躍推進法や育児・介護休業法についての資料を配架し、情報提供する。	-	-	一般事業主行動計画の策定や情報公開の義務が常時雇用する労働者101人以上の事業所になることについて、チラシを作成し、ホームページに掲載すると共に、事業所の来庁が見込まれる庁内関係窓口にてチラシを配架して周知に努めた。	・ホームページにチラシを掲載（7月） ・契約検査課や道路・公園課、都市計画課など庁内関係課窓口にてチラシを配架（7月）	A	一般事業主行動計画の策定に係る法改正について周知に努めることができた。	一般事業主行動計画の策定・届出が義務化される市内11の事業主に対して、策定のための支援・情報提供等が必要であるかのアンケートを送り、必要に応じて兵庫県女性活躍推進センターと情報共有・連携を行う。	-	人権・男女共生課 (女性活躍支援担当)	1：発展・充実
91	【女性活躍推進計画】 全ての女性の活躍を推進	2 政策・方針決定過程への女性の参画	1 事業所等への働きかけ	91 働きやすい職場づくりや男女共同参画の視点で活動する事業所や地域活動団体・市民活動団体等の情報を収集	ASHIYA RESUMEのホームページなどで、市内事業所での女性活躍に関する取り組みを紹介できるように情報を収集する。	-	-	ASHIYA RESUMEのホームページ内で、芦屋市で活躍している女性のインタビュー記事を掲載したほか、市内事業所での女性活躍に関する取り組みの情報収集に努めた。	-	B	市内事業所での女性活躍に関する取組については情報収集にとどまらず、市内で活躍する女性のインタビュー記事をASHIYA RESUMEのホームページ内で紹介することができた。	一般事業主行動計画の策定・届出が義務化される市内11の事業主に対して、策定のための支援・情報提供等が必要であるかのアンケートを送り、必要に応じて兵庫県女性活躍推進センターと情報共有・連携を行う。	-	人権・男女共生課 (女性活躍支援担当)	1：発展・充実
109	【女性活躍推進計画】 仕事と生活の両立	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	5 市職員の意識啓発	109 リスクマネジメントから見たワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランス通信の掲載内容の見直し	-	-	特定事業主行動計画（後期行動計画）の内容と目標を庁内掲示板に定期的に掲載し、職員に周知した。	庁内掲示板の掲載（毎月実施）	B	定期的に庁内掲示板に掲載することで職員の意識啓発になっている。	ワーキングチーム（自律的な業務改善組織への変革ワーキングチーム）を発足することで、業務変革を推進し、超過勤務削減等のワーク・ライフ・バランスの促進を目指す。ワーキングチームの取組状況は庁内掲示板等により職員に周知する。	2,404	人事課(R2取組実績) マネジメント推進課 (R3実施計画)	1：発展・充実